

令和3年4月9日

保護者 各位

岡山県立倉敷南高等学校
校長 鳥越 信行

新型コロナウイルス感染症に係る出欠の取扱い等（出席停止の取扱い）の変更
について

時下 保護者の皆様にはますますご健勝のことと拝察いたします。

さて、感染力の高い可能性がある変異株の本県での流行や、まん延防止等重点措置が近県で実施されていること等により、県内の感染状況がステージ2に引き上げられました。このことを受け、新型コロナウイルス感染症に関する県立学校の行動基準が「レベル2」に引き上げられました。

これに伴いまして、4月9日以降、下記の下線部分が変更となりましたので、ご確認願います。

記

新型コロナウイルス感染症に関し、「学校保健安全法第19条による出席停止」とする目安

- (1) 生徒の感染が判明した場合
- (2) 生徒が感染者の濃厚接触者に特定された場合
- (3) 生徒に発熱等の風邪の症状がみられる場合
- (4) 生徒の同居の家族に発熱等の風邪の症状がみられる場合（「地域の感染レベル」が2又は3の場合のみ適用）

○ 出席停止とする期間は、上記（1）については保健所等が指示する日まで、（2）については、感染者と最後に濃厚接触をした日の翌日から起算して2週間、（3）（4）については症状がみられなくなるまでとします。

○（4）については令和3年4月9日からの対応とします。